

新潟市秋葉区総合体育館 飲料自動販売機設置業者募集要領

1 目的

この要領は、新潟市秋葉区総合体育館における、飲料等自動販売機（以下、「自動販売機」という。）の設置予定業者を公募型見積合わせにより選定するため、必要な手続きを定めるものです。自動販売機設置業者（以下、「設置業者」という。）の募集に参加される方は、この要領をよく読み、次の各事項を承知のうえ、お申し込みください。

2 貸付物件

仕様書のとおり

3 設置方法

自動販売機は、地方自治法第238条の4第2項第4号、新潟市公有財産規則等に基づき、賃貸借契約（以下、「貸付」といいます。）により設置するものです。

4 貸付（設置）場所

仕様書のとおり

5 貸付期間

令和7年7月1日から令和12年6月30日まで（5年間・更新なし）

6 応募資格要件

入札参加資格者名簿（業務委託）に登録があること。

7 応募方法（公募型見積合わせの実施）

（1）提出書類

① 貸付料（貸付単価）見積書

② 設置する自動販売機のカタログ（寸法、消費電力等機能が確認できるもの）

なお、設置予定業者を選定した時点で、その業者に「暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書」の提出を求めます。

（2）受付期間（見積書提出期限）

公募の日から令和7年5月30日（金）午後5時まで

（土・日曜日及び祝日を除く）

(3) 受付場所

新潟市秋葉区程島 2009 番地

新潟市秋葉区役所地域総務課 広報・安心安全グループ (3階 32 番窓口)

電話 0250-25-5470

(4) 提出方法

指定の見積書様式に所定事項を記入、押印のうえ、直接ご持参ください。郵送、ファクシミリ、電子メールによる受付は行いません。

(5) 留意事項

- ①見積金額は、貸付単価（売上額 100 円に対する貸付料）を記載してください。貸付単価に 1 円未満の端数があるときは、少数点以下第 2 位まで記入してください。
- ②貸付料請求の際に別途消費税及び地方消費税を加算します。
- ③見積金額は、文字や金額が不明瞭で判読できない場合、金額を訂正したもの、記名・押印のないものについては無効とします。
- ④見積書の返却は行いません。

8 質疑書の提出について

質疑事項がある場合は下記により、質疑書を提出してください。なお、提出は

6 応募資格要件を満たす方に限ります。

- (1) 様式 別紙様式に準じて作成してください。
- (2) 提出期限 令和 7 年 5 月 23 日 (金) 午後 5 時
- (3) 提出方法 電子メールで chiikisomu.a@city.niigata.lg.jp 宛に送付。
電話、ファクシミリによる回答は行いません。
- (4) 回答期限 令和 7 年 5 月 29 日 (木) 午後 5 時
- (5) 回答方法 質問者にメールで行うとともに、ホームページに掲載します。

9 設置予定業者の選定

(1) 設置予定者決定日

令和 7 年 6 月 2 日 (金)

応募者の立合いは不要です。

- (2) 見積合わせを行い、貸付単価の最高金額をもって有効な見積額を設置予定業者として選定します。設置予定業者は、公有財産貸付申請を行い、本市と賃貸借契約を締結し、正式な設置業者となります。
- (3) 設置予定業者を選定したときは、直ちにその旨を設置予定業者に通知するとともに速やかに公表します。
- (4) 設置予定業者となるべき同価の見積をした者が 2 人以上あるときは、指定した日

にくじ引きで設置予定業者を決定します。

1 0 見積時の注意事項

- (1) 業務履行が困難と判断できる高額の日付料での落札の場合は、費用、履行体制などについて調査する場合があります。調査の結果、履行困難と判断した場合は、失格とする場合があります。
- (2) 設置機械は、新品もしくは未使用品とします。既設置者が契約の相手方となった場合、既設の自動販売機は撤去が必要となります。
- (3) 見積書提出後に辞退する場合は、書面で届出をするものとします。

1 1 設置予定業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、設置予定業者としての決定を取り消します。

- (1) 指定する期日までに日付申請の手続きを行わなかったとき
- (2) 提出書類に虚偽の記載があったとき
- (3) 設置予定業者が応募者の資格を失ったとき
- (4) 著しく社会的信用を損なう行為等により、設置業者としてふさわしくないと本市が判断したとき

1 2 設置業者が設置を辞退した場合

設置業者が自動販売機の設置を辞退し、新たな設置業者を決める見積合わせの手続きを行う時間がなく緊急を要するときは、当該設置業者の次に高い金額をもって有効な見積合わせを行った応募者を設置予定者とし、新たな設置予定者に決めることができるものとします。